

1. 訪問看護療養費（各種保険の請求となります） 訪問看護利用料（単位：円）

※受給者証の種類によっては公費負担が適用になり、負担が軽減される場合があります。

【 訪問看護療養費 】	費用額 (10割)	利用者負担額		
		1割	2割	3割
基本療養費Ⅰ、Ⅱ（同一建物に2名） 週3日まで	5,550	555	1,110	1,665
基本療養費Ⅰ、Ⅱ（同一建物に2名） 週4日以降	6,550	655	1,310	1,965
基本療養費Ⅲ（入院患者の外泊中の訪問看護） 1日につき	8,500	850	1,700	2,550
管理療養費 月の初日	7,670	767	1,534	2,301
月の2日目以降 1日につき	3,000	300	600	900

【 加算 】	費用額 (10割)	利用者負担額		
		1割	2割	3割
24時間対応体制加算（1月につき）	6,520	652	1,304	1,956
特別管理加算Ⅱ（1月につき）	2,500	250	500	750
〃 重症度の高い特別管理加算Ⅰ（1月につき）	5,000	500	1,000	1,500
緊急訪問看護加算(月14日目まで)	2,650	265	530	795
緊急訪問看護加算(月15日目以降)	2,000	200	400	600
長時間訪問看護加算（特別管理で90分を超えた場合）	5,200	520	1,040	1,560
夜間（18～22時）加算・早朝（6～8時）	2,100	210	420	630
深夜（22～6時）加算	4,200	420	840	1,260
難病等複数回訪問加算（1日2回訪問）	4,500	450	900	1,350
〃 （1日3回以上訪問）	8,000	800	1,600	2,400
複数名訪問看護加算（看護師2人の場合・週1日）	4,500	450	900	1,350
複数名訪問看護加算（看護師とその他職員）(週3回)	3,000	300	600	900
※別表7、8又は特別指示書などの算定対象となった場合				
1日1回	3,000	300	600	900
1日2回	6,000	600	1,200	1,800
1日3回	10,000	1,000	2,000	3,000
乳幼児加算（6歳未満）厚生労働大臣が定める者に該当する場合	1,800	180	360	540
乳幼児加算（6歳未満）上記以外	1,300	130	260	390
ターミナルケア療養費Ⅰ（死亡時1回限り）	25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護医療DX情報活用加算	50	5	10	15

【 入院中の指導 ・ 退院当日の訪問看護 】	費用額 (10割)	利用者負担額		
		1割	2割	3割
退院時共同指導加算	8,000	800	1,600	2,400
退院支援指導加算	6,000	600	1,200	1,800
退院支援指導加算(長時間にわたる訪問時)	8,400	840	1,680	2,520
特別管理指導加算（特別管理加算の対象者のみ）	2,000	200	400	600
退院支援指導加算（退院日）	6,000	600	1,200	1,800
退院支援指導加算（退院日） 長時間の場合	8,400	840	1,680	2,520

【 連携にかかる加算 】	費用額 (10割)	利用者負担額		
		1割	2割	3割
在宅患者連携指導加算（月に1回）	3,000	300	600	900
訪問看護情報提供療養費（1月につき）	1,500	150	300	450
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回）	2,000	200	400	600
看護・介護職員連携強化加算	2,500	250	500	750

2. その他の費用（保険外料金のため、別途料金がかかります）

○長時間訪問看護サービス：病状の変化等によりサービス提供時間が90分を超える場合 （厚生労働大臣が定める疾患等や特定の小児疾患、特別な管理の必要な医療処置のある方を除く）	1,500円/30分
○業務時間外訪問看護サービス	1,500円/30分
○休業日の訪問看護サービス	1,500円/30分
○訪問にかかる交通費	200円/回
・ 地区内（桶川市、北本市、伊奈町）	
・ 地区外（上記以外）	400円/回

3. キャンセル料

当日9時までにキャンセルの連絡がなく訪問した場合キャンセル料をいただきます。	8,000円/回
--	----------

※体調変化によりやむを得ない場合は、考慮いたします。

※予定の訪問をキャンセルする場合は、前日17時までに連絡ください。

※緊急訪問要請があり利用者様宅へ向かっている途中でキャンセルされた場合も
キャンセル料の対象となります。

4. その他

- ・ 訪問看護指示書料金（3000円）は、発行されるごとに、医療機関から請求されます。
保険適応ですので、1割の場合300円となります。
- ・ 利用料の請求は、1か月単位とさせていただきます。（当該月分は、翌月請求いたします。）
- ・ 利用料の領収方法は、口座振替もしくは、集金させていただきます。
- ・ 領収書は、利用料受け取り確認後お渡しいたします。（再発行は致しかねます。）